

## ◆ わたしの視点 5 ◆

### 議案の取り扱いは慎重に

市議会に提案される議案は議会にくると最初に議会運営委員会に諮ります。そこでは議案の概略について説明を受け、会議の日時、議案の審査方法など取り扱いについて協議します。それらが決まると市長の名前で議員に本会議の告示がなされ、議案とともに招集の案内が届けられる。議会運営委員会は議案の内容について審査するわけにはいかないが、議案の不備や提案方法がおかしい時には提案者に意見し、修正、訂正を促すべきである。六月定例市議会で否決された副市長を二人制にする条例改正案は、市独自条例の改正提案であり内容からして本会議に上程の後、委員会審査に付すべき案件と考える。最終決定は本会議で決するが、村上市議会は委員会審査を重んじた委員会主義を貫く議会である。そうしなければ委員会審査が形式的になる為だ。しかもこの時の提案には引き続き、副市長二名の選任議案が予定されていたが、条例改正が否決された事により撤回されたとの事。市当局も議会運営委員会も拙速であり少し思慮が不足していたのではないかと疑問に思う。個人の名前が載った議案を撤回するなど、通常考えられない事である。当人が悪いわけでもないのに何か有ったようで実に気の毒な話である。議案は提案する側も受ける議会運営委員会も審議・審査の流れを各自が可否双方を想定し、シュミレーションすれば今回の事は予測できたはずだ。それにより議案の審査方法も違っていたはずだ。大切な議案の取り扱いをあまりにも軽く考えていた結果と反省し、今後はもっと広く考察した中で取り組んでいただきたい。